

## お知らせ

### 皆さまからの寄付(2月分) =ありがとうございました=

いただいた寄付は次の通りです。  
※寄付はインターネットからも受け付けています。▶**問合せ**:管財係 ☎5984-2807

|             |                |                |
|-------------|----------------|----------------|
| 区へ          | 練馬みどりの葉っぱい基金   | 28万5020円(12件)  |
|             | 身体障害者・知的障害者のため | 50万円(1件)       |
| 練馬区社会福祉協議会へ |                | 4680万2778円(9件) |

### 弁護士による無料相談会

▶**対象**:借金や税金・家賃の滞納、労働問題などでお困りの方 ▶**日時**:5月1日(金)、6月5日(金)午後1時~4時30分の間の1時間以内 ▶**場所**:生活サポートセンター(区役所西庁舎3階) ▶**申込**:電話で同所 ☎3993-9963

## 国民健康保険

### 加入・脱退の手続きは14日以内に

職場の健康保険を脱退した方は国民健康保険への加入手続きを、職場の健康保険に加入した方は国民健康

保険の脱退手続きを14日以内にしてください。国民健康保険への加入手続きが遅れた場合でも、保険料は職場の健康保険を脱退した日までさかのぼってお支払いいただきます。脱退手続きが1年以上遅れた場合、保険料が減額にならず、払い過ぎた保険料が戻らない場合がありますのでご注意ください。▶**手続きに必要なもの**:**A**国民健康保険に加入する方…職場の健康保険の資格喪失証明書 **B**国民健康保険を脱退する方…国民健康保険証と職場の健康保険証(全員分) **AB**とも①届出人の本人確認ができる書類②世帯主と届け出の必要な方全員のマイナンバーが確認できる書類が必要です。※代理人が届け出をする場合は、委任状が必要です。▶**届出先**:こくほ資格係(区役所本庁舎3階)、こくほ石神井係(石神井庁舎2階)、区民事務所(練馬・石神井を除く) ※届け出は郵送でもできます。詳しくは、お問い合わせください。▶**問合せ**:こくほ資格係 ☎5984-4554

## 働く

### 債権調査専門員 【会計年度任用職員】

▶**対象**:国税・地方税の収納業務の

経験が10年以上ある方 ▶**期間**:7月~来年3月 ▶**日時**:月~金曜午前8時30分~午後5時15分(月16日) ▶**場所**:練馬総合福祉事務所 ▶**報酬**:月額22万2762円(特殊勤務手当を含む) ※交通費支給。 ※期末手当・社会保険あり。▶**定員**:1名(書類選考・面接) ▶**申込**:練馬総合福祉事務所(区役所西庁舎2階)や区ホームページにある申込書(写真貼付)を、5月7日(木)までに保護調整係 ☎5984-1504

### 自衛官など

| 種目        | 対象                 | 募集期限    |
|-----------|--------------------|---------|
| 技術海上・航空幹部 | 大卒以上で2年以上の実務経験のある方 | 5/22(金) |
| 技術海曹・空曹   | 国家資格のある20歳以上の方     |         |
| 自衛官候補生    | 18歳以上33歳未満の方       | 随時      |

### 【自衛官採用個別相談】

▶**日時**:5月15日(金)~17日(日)午前10時~午後5時 ※入退場自由。▶**場所**:自衛隊東京地方協力本部練馬地域事務所(豊玉北6-3-3 第8平和ビル4階) ▶**申込**:当日会場へ ◎**問合せ**:同所 ☎3991-8921

### ①短時間保育②保育③調理④任用【会計年度任用職員(サポートスタッフ(登録制))】

▶**期間**:来年3月まで(再任する場合あり) ▶**勤務日**:月~土曜(月20日程度) ▶**時間**:①朝…午前7時30分から、

②…午後4時15分から(それぞれ2~3時間程度) ③~④原則として午前8時30分~午後5時15分の間の4~7時間45分 ▶**場所**:区立保育園 ▶**報酬**:①時給1,341円②時給1,147円③④時給1,093円 ※交通費支給。 ※勤務条件により期末手当・社会保険あり。▶**申込**:保育課(区役所本庁舎10階)や区ホームページにある申込書を、保育課管理係 ☎5984-5839

## 事業者向け

### 区立保育園の運営を委託する事業者を募集

令和4年4月から保育園の運営を委託する事業者を募集します。事業者の選定は、プロポーザル(事業提案)方式で行います。事業者には、通常の保育のほか、障害児保育や2時間を超える延長保育を行っていただきます。詳しくは、保育計画調整課(区役所本庁舎11階)や区ホームページにある募集要項をご覧ください。▶**対象保育園**:①北町第二保育園②石神井台保育園 ▶**委託期間**:4年4月から5年間 ※3年4月から1年間は準備委託期間。▶**申込**:5月1日(金)までに電話で連絡の上、募集要項に添付の申込書と必要書類を、6月10日(必着)までに保育計画調整課 ☎5984-4512

## 令和3年6月1日(火)~4年3月31日(木)

# 改修工事のため 来年6月から 区役所アトリウム地下多目的 会議室の利用を休止します

▶**問合せ**:庁舎管理係 ☎5984-1091



## 4/27(月) 生活サポートセンターが 区役所西庁舎3階に移転

より身近で気軽に利用できるよう、区役所西庁舎3階に移転します。生活サポートセンターでは、生活や仕事、家計改善に向けた支援を行っています。また、家賃相当額を給付し、就職に向けた支援をする「住居確保給付金」の相談を受け付けています。ぜひ、ご利用ください。

▶**相談日時**:平日午前8時30分~午後5時15分 ▶**問合せ**:生活サポートセンター ☎3993-9963



## 心身障害者福祉手当の申請は お済みですか

対象となる方で、まだ申請していない方は、申請してください(表1参照)。  
※本人や扶養義務者の所得が制限額(表2参照)を超えている方は対象になりません。  
※施設に入所中の方は対象にならない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

| 対象                             | 申込先・問合せ                                               |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 身体障害者手帳・愛の手帳・難病に係る医療受給者証をお持ちの方 | 〒176の地域…練馬(区役所西庁舎2階)<br>☎5984-4612 FAX 5984-1213      |
|                                | 〒179の地域…光が丘(光が丘区民センター2階)<br>☎5997-7060 FAX 5997-9701  |
|                                | 〒177の地域…石神井(石神井庁舎4階)<br>☎5393-2817 FAX 3995-1104      |
|                                | 〒178の地域…大泉(大泉学園ゆめりあ1(4階))<br>☎5905-5274 FAX 5905-5277 |
| 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方              | 保健予防課精神保健係(区役所東庁舎6階)<br>☎5984-4764 FAX 5984-1211      |

表1 対象・手当額

| 対象(いずれも区内在住の方)                                                                                                                               | 手当額など                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 原則として65歳未満で、次の①~④のいずれかに当てはまる方 ①身体障害者手帳1・2級②愛の手帳1~3級③区で指定する難病の方で、難病等医療費助成または小児慢性特定疾病医療費助成を受けている④脳性まひまたは進行性筋萎縮(いしゆく)症 ※20歳未満で育成障害手当を受けている方を除く。 | 月額1万5500円<br>※申請月から支給。 |
| 原則として65歳未満で、次の①~③のいずれかに当てはまる方 ①身体障害者手帳3級②愛の手帳4度③精神障害者保健福祉手帳1級 ※20歳未満で育成障害手当を受けている方を除く。                                                       | 月額1万円<br>※申請月から支給。     |

表2 所得制限額(平成30年中の年間所得)

| 扶養親族の人数    | 本人(20歳未満は扶養義務者) |
|------------|-----------------|
| 0人         | 360万4000円       |
| 1人         | 398万4000円       |
| 2人         | 436万4000円       |
| 3人         | 474万4000円       |
| 1人増すごとの加算額 | 38万円            |

## 世帯と人口 [4月1日現在]

※( )内は前月比。 ※住民基本台帳による人口。

| 世帯数                 | 総人口 | 741,588(+1,965) | 日本人 | 720,392(+2,253) | 外国人 | 21,196(-288) | 年齢別人口       |                 |               |
|---------------------|-----|-----------------|-----|-----------------|-----|--------------|-------------|-----------------|---------------|
| 380,349<br>(+2,282) | 男   | 359,633         | 男   | 349,824         | 男   | 9,809        | 14歳以下       | 15~64歳          | 65歳以上         |
|                     | 女   | 381,955         | 女   | 370,568         | 女   | 11,387       | 88,052(+77) | 492,803(+1,756) | 160,733(+132) |